

○河北郡市広域事務組合施設使用条例

制定	平成16年3月1日	条例第23号
改正	平成17年12月22日	条例第6号
	平成24年2月24日	条例第1号
	平成26年11月26日	条例第1号
	令和5年2月28日	条例第2号

(目的)

**第1条** この条例は、組合の施設を使用するために必要な事項を定め、施設の適切な運営を図ることを目的とする。

(使用の許可)

**第2条** 組合の施設を使用しようとする者は、理事会の許可を受けなければならない。ただし、関係市町が収集した廃棄物については、この限りでない。

(使用の不許可)

**第3条** 次に掲げる場合は、その使用を許可しない。

- (1) 施設の管理上支障があると認めたとき。
- (2) 施設を損うおそれがあるとき。
- (3) その他理事会が不相当と認めたとき。

(許可の取消し等)

**第4条** 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その取消し、又は使用日時を変更しようとする場合は、速やかに理事会に申し出なければならない。

**第5条** 理事会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者の使用の許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、使用者に損害があっても、その責は負わないものとする。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) あらかじめ許可を受けた使用目的以外に使用したとき。
- (3) 災害その他の事由により使用できなくなったとき。
- (4) 使用者が理事会の承諾なく他人に使用せしめたとき。
- (5) 第3条各号に該当するに至ったとき。

(使用の責任)

**第6条** 使用者は、その使用による火災予防などの責を負うものとし、施設又は備品を破損したときは、時価相当額の弁償をするものとする。

**第7条** 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに内外を清掃し使用器材等を取片付け、その後の使用に支障のないようにし、理事会の検査を受けなければならない。

(使用料)

**第8条** 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、関係市町が収集した廃棄物の処分に係る使用については、使用料を徴収しない。

(使用料の減免)

**第9条** 理事会は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免すること

ができる。

(管理上の指示)

**第10条** 使用者は、管理上必要な事項について、理事会の指示に従わなければならない。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

**附 則** (平成17年12月22日条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年2月24日条例第1号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則** (平成26年11月26日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年2月28日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**別表 (第8条関係)**

施設の名称	取 扱 区 分	使用料	
河北郡市浄化センター	1 kLにつき	360円	
河北郡市クリーンセンター・ 河北郡市リサイクルプラザ	10kg以下	100円	
	10kgを超え10kgにつき	100円	
	指定可燃ごみ	10kg以下	200円
		10kgを超え10kgにつき	200円